

食品安全委員会第236回会合議事録

1. 日時 平成20年5月1日(木) 14:00～15:24

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・ 農薬「メタミドホス」に係る食品健康影響評価について

(2) 食品安全モニターからの報告(平成20年3月分)について

(3) 平成19年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

(4) 平成19年度緊急時対応訓練の結果及び平成20年度緊急時対応訓練計画(案)について

(5) 米国産牛肉の混載事例についての対応状況等について

(厚生労働省及び農林水産省からの報告)

(6) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官、都築課長補佐

(説明者)

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 川島国際衛生対策室長

5. 配布資料

資料1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈メタミドホス〉

- 資料 2 食品安全モニターからの報告（平成 20 年 3 月分）について
- 資料 3 平成 19 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価の結果について
- 資料 4－1 平成 19 年度緊急時対応訓練結果報告書（案）
- 資料 4－2 平成 20 年度緊急時対応訓練計画（案）
- 資料 5 米国産牛肉（ショートロイン）の混載事例について
- 資料 6 残留農薬の曝露評価について

6. 議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 236 回会合を開催いたします。

本日は 6 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から道野輸入食品安全対策室長、農林水産省から川島国際衛生対策室長に御出席いただく予定となっております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 236 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 7 点ございます。

資料 1 「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈メタミドホス〉」。

資料 2 「食品安全モニターからの報告（平成 20 年 3 月分）について」。

資料 3 「平成 19 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価の結果について」。

資料 4－1 「平成 19 年度緊急時対応訓練結果報告書（案）」。

資料 4－2 「平成 20 年度緊急時対応訓練計画（案）」。

資料 5 「米国産牛肉（ショートロイン）の混載事例について」。

資料 6 「残留農薬の曝露評価について」でございます。不足の資料等はございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

「（1）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。農薬「メタミドホス」に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 1 に基づいて、御説明いたします。有機リン系農薬メタ

ミドホスでございます。

評価書の3ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。メタミドホスにつきましては、国内での登録はございませんが、2005年11月にはポジティブリスト制度の導入によりまして、「残留農薬基準」が設定されているものでございます。このものにつきましては、本年2月12日に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございまして、農薬専門調査会幹事会におきまして、1回御審議をいただき、評価書（案）につきましては、本年3月6日から4月4日まで国民からの御意見、情報の募集を行ったものでございます。

その結果でございますけれども、5通、延べ9件ほど意見が提出されました。これにつきましては、この「審議の経緯」には記載がございませんけれども、4月22日に開催されました第44回農薬専門調査会におきまして御審議をいただきまして、評価が確定したというところでございます。

それでは、御意見につきまして、御紹介させていただきたいと思います。後ろの参考にまとめております。まず御意見の1番でございます。要約いたしますと、中国食品に対する御懸念があるということでございまして、特にこれから北京オリンピックが開催されるということで、選手、サポーター等の安全面を考慮しているのかということで、中国政府に対しまして、日本側の危惧というものを重要事項としてお伝えくださいという御意見でございます。

このものにつきましては、評価書に対する直接の意見ではございませんので、御意見として承るという回答にさせていただきたいと思います。

続きまして、意見の2番目でございます。今回の中国製ギョウザ中毒事件と一日摂取許容量の見直しとの関連及び、なぜ従来の一日摂取許容量の設定では問題があるのかという点につき、見解をお聞かせくださいという御意見でございます。

回答といたしましては、メタミドホスのADI設定等に係るこれまでの経緯につきまして、回答をさせていただいております。具体的にはメタミドホスのADIにつきましては、平成4年、当時の厚生省におきまして、0.004 mg/kg 体重/日と設定されているということで、これに基づいて、一部の食品に残留基準が設定されていた。その後、平成18年にポジティブリスト制度が導入されまして、それまで基準のなかった食品にも暫定基準が設定されたということ。暫定の基準が設定されたものにつきましては、厚生労働省が年度計画を定めて、順次、食品安全委員会へ食品健康影響評価の依頼を行っているということについて、御説明させていただいております。

なお、メタミドホスにつきましては、今回の事件を受けまして、緊急的に評価が必要になったということから、2月に厚生労働省から食品安全委員会に評価の依頼があつて、ADIの設定が行われた。以上のようにメタミドホスのADIについて、これまでの経緯をまとめさせていただいております。

意見の3番でございます。ADIを0.0003 mg/kg 体重/日と設定すべきであるという御意見でございました。

回答といたしましては、既にこれは調査会の中でも議論のあつたところでございますけれども、まず御指摘のアメリカ、オーストラリアではコリンエステラーゼの活性が対照群と比較しまして、統計学的に有意に阻害された場合、これを毒性としている。

これに対しまして、調査会の方では JMPR における評価と同様でございますが、コリンエステラーゼの活性が20%以上減少した場合を毒性の判断基準とすることが妥当という結論でございまして、これに基づいてADIが設定されている。こういう回答となっております。

意見の4番でございます。ARfD（急性参照用量）でございますが、これの設定根拠を教えてください、他の農薬についても急性参照用量を算出するのか。こういうお尋ねでございます。要するに乳幼児であるとか子ども、あるいは高齢者といわゆるハイリスクグループを考慮すると、安全係数として通常の100ではなくて、それ以上の設定をすべきではないのかといった趣旨と考えられます。

回答といたしましては、専門調査会における議論の中では、種差を考慮しまして10倍、人の個人差を考慮して10倍。これらを勘案しまして、100としているという回答でございまして、御指摘の高感受性グループへの配慮としては、個人差として10倍の安全係数を掛けることによって担保されていると考えるという回答となっております。

また、今後の急性参照用量についての設定の問題でございまして、これにつきましては、今後の検討課題と考えているという回答となっております。

意見の5番でございます。急性参照用量は食品衛生法上の流通規制にどのように反映されるかというような御質問でございます。今回、農薬専門調査会では、食中毒事例の発生を受けまして、農薬の急性毒性影響を判断する参考値といたしまして、急性参照用量というものを示したということでございます。

今後、食品衛生法上の流通規制にどのように反映させるかということにつきましては、リスク管理機関でございます厚生労働省において検討されるべきと考え、御指摘の事項については厚生労働省に情報提供するという回答となっております。

意見 6、食品の残留基準の見直しを早急に実施されたいということと、意見の 7 でございますが、メタミドホスの残留基準設定において、アセフェートの数値より高い数値を設定しないようにすべきであるという、2 つの御意見でございます。

いずれの御意見につきましても、厚生労働省において検討される事項ということで御指摘いただいた事項については、厚生労働省に情報を提供いたしますという回答になっております。

意見 8 でございます。メタミドホスのような重要な農薬については、いわゆる評価書評価だけではなくて、実際の試験成績を参照して、十分に吟味して評価を行うべきではないかという御意見でございました。メタミドホスの評価でございますけれども、国際機関あるいは外国政府機関の評価書の外に、今回の評価に当たりましては、毒性試験については実際のデータ、試験成績につきましても、これを入手し、評価をしております。

したがって、それを回答とさせていただきます。なお、これまでの評価書の「参照」のところにその生データと言いますか、試験成績が記載されておりましたので、今回の評価書の見直しにおきまして、その「参照」に実際に評価を行った試験成績について、追加記載をするということで対応させていただきたいと思っております。

最後の意見 9 でございます。大変長文ではございますけれども、かいつまんで御紹介いたしますと、まず ADI の設定根拠として、イヌを用いた 1 年間の慢性毒性試験の無毒性量をその根拠としている。これについては妥当である。しかしながら、その安全係数につきましても、JMPR で採用されております安全係数 25 を採用するのが妥当と考えるという御意見でございます。

以下、その理由につきまして、意見を述べられておりますけれども、IPCS におきましては、データというものがある場合には、トキシコカインेटィクス及びトキシコダイナミックスを個別に考慮した係数を取り入れるとされている。JMPR におきましても、そういった考え方から最終的には安全係数を 25 としているということが記載されております。

また、その根拠といたしましては、コリンエステラーゼのメタミドホスに关します感受性というものについて、動物の種差がないということ。それから、メタミドホスの影響というものが Cmax というものに依存している。その根拠として、メタミドホスとコリンエステラーゼが形成をいたします複合体というものが速やかに再活性化されている。そういったことを根拠として挙げられているわけでございます。

また、人の試験の成績においても、いわゆる蓄積性というものを示されていないといったことで、Cmax というものにメタミドホスの影響が依存している。こういった御主張を

展開されているということでございます。

これに対しまして、専門調査会で検討されまして、まず第1の論点でございますけれども、コリンエステラーゼのメタミドホスに対する感受性につきましては、実際のデータを見ますと、*in vitro* で直接比較したデータというものを示されていないということ。それから、ヒトと動物の感受性の差を直接比較するということが困難と考えられるということでございます。

また、これは *in vivo* のデータになりますけれども、各動物種の無毒性量につきましては、ラットでは 0.13mg/kg 体重/日、マウスでは 0.67mg/kg 体重/日、また、イヌでは 0.06mg/kg 体重/日と動物種によって大きく異なっているということでございます。

2つ目のメタミドホスによる毒性影響というのが C_{max} に依存する根拠として、幾つかのものを御提示いただいているわけでございますが、このコリンエステラーゼの複合体の再活性化に関するデータにつきましては、37℃の条件下で自然に再活性化する割合は 47% とするデータも示されているということで、いわゆるエイジングというものを完全に否定することはできないと考えられるということでございます。

メタミドホスの LD50 の5分の1量を投与しても死亡動物が出ないことについては、解毒代謝系が活性化される可能性なども否定できないということで、これらの情報をもってメタミドホスの影響が C_{max} に依存すると結論することは難しいのではないかとということとされております。

また、ヒトの試験成績におきまして影響が出ているのは、実際は血漿中のコリンエステラーゼの阻害でございました。より反映をするとされているのは、血球中のコリンエステラーゼでございますけれども、ヒトの試験成績においては影響が出ていないということで、その毒性が発現されない低いレベルでの投与の試験ということで、この試験の成績をもってメタミドホスの影響の蓄積の有無を判断することは困難ではないかという専門調査会の見解でございます。

以上のことから、今回御意見といたしまして、出されております安全係数を 25 とするという事は困難と考えるということで、また米国あるいは豪州におきましても安全係数は 100 とされている。こういったことから、専門調査会の結論である 100 が妥当という回答となっているところでございます。

以上が御意見とそれに対する専門調査会の回答でございます。

その次のページ。最後の2ページでございますけれども、評価書についての変更点が記載されております。これは先ほど御説明いたしましたけれども、今回実際に専門調査会で

評価の対象となった動物の試験成績を追加記載したということによる訂正でございます。

以上でございます。最終的には農薬専門調査会の結論は変わらないということで、専門調査会の結論をもって関係機関に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○小泉委員 今回のこの評価結果につきましては、4月22日に行われました農薬専門調査会においても述べましたが、私としては今回定められたADIというのは意見4及び5と同様、問題があると思っています。

その理由ですが、1つは安全係数の問題です。従来の化学物質では動物実験結果からADIを設定する場合は、種差10、個体差10をかけて、無毒性量の100分の1をADIとしてきました。

しかし、今まで評価した化学物質でも、例えば乳幼児に影響が強いか、あるいは症状が重篤である。すなわち毒性が強いか、あるいは発がん試験をしていないといった懸念がある場合には、安全係数100に更に1から10倍を掛けるという方法でADIを設定してきました。このような状況から考えますと、このたび評価したメタミドホスは単純に安全係数100だけかけているということについては、問題があるのではないかと思います。

その理由としては、この農薬というのは明らかに胎盤を通過するということです。しかも、胎児に影響を与えているという実験結果が出ています。特にヒトはマウスやラットと比較しますと、非常に生殖能力が弱く、そういったことから乳幼児以上に個体差の問題を重視しなければならないことがあります。

もう一点は、この農薬が抹消及び中枢に影響を与える、すなわちアセチルコリンエステラーゼ阻害という神経毒性の強い物質であるということです。ヒトは最も中枢神経が発達した動物でありますので、この神経毒性物質については感受性が非常に強い場合があります。特に種差の大きな要因になる場合があります。

したがって、こういった重要な問題点があるにもかかわらず、安全係数を従来の100以上に厳しくする必要はないということについては、もしそういうことであれば、安全係数の上乗せ安全係数が必要ないという科学的根拠をしっかりと記載すべきであると思いません。

しかし、この安全係数の問題につきましては、今まで世界的に見ましても、大した科学

的根拠なしに種差 10、個体差 10、すなわち動物実験の無毒性量の 100 分の 1 を大体一般的に ADI と設定してきましたが、今後この安全係数については、科学的根拠に基づく我が国のガイドライン的なものを早急に検討して、全専門調査会に共通するような安全係数の取り方について、親委員会で検討すべきであると考えております。

もう 1 点、急性参照用量の問題ですが、私どもの食品安全委員会はいくまでヒトが対象です。したがって、可能な限り臨床所見を重視すべきと考えております。このたび ARfD を出すことになりましたけれども、今回この事件のような中国ギョウザの事件が発生いたしました。この調査についてはもう少ししっかりと調査結果の調査を行って、それがわかればヒトでの毒性所見、あるいは症状を記述して、また新たに知見がわかれば、安全係数の取り方の問題も含めて審議のやり直しも必要ではないかと思っております。

以上です。

○見上委員長 外に御意見、御質問はございますか。

○北條評価課長 2 点ほど御意見をいただいたと思いますが、1 点目の安全係数に掛かる場所の議論につきましては、4 月 22 日開催の農薬専門調査会の場におきましても、先生からそういう御発言をいただきまして、農薬専門調査会の中で議論をされているということで、最終的には今回の結果になったということだけお話をさせていただきたいと思っております。

なお、御提案のあった安全係数の問題につきましては、他の動物用医薬品専門調査会におきましても、やはり安全係数の考え方について、食品安全委員会としての統一的な考え方も整理する必要があるのではないかと御意見をいただいております。事務局といたしましては、これまでの評価において、どういう取り扱われ方をしたかということをもとめ、諸外国の考え方を参考にしながら、検討させていただきたいと考えているところでございます。

2 つ目の急性参照量の設定については、ヒトのデータをベースに設定すべきという御意見でございますけれども、一般論といたしまして、ヒトにおけるデータがきちんとしたものがある場合においては、やはりヒトにおける食品健康影響評価であるわけでございますので、そこを優先して採用しているということであろうと思っております。

ただ、今回のメタミドホスについては、十分評価に耐えるヒトのデータではなかったということで、動物試験の結果によって ADI 等を設定したという経緯でございます。

ヒトのデータについては、多分、厚労省でも症例を集めておられるということだと思いますので、評価ができるようであれば、再度、農薬専門調査会で議論するということが可

能かなとは思っております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

○廣瀬委員 少し追加させていただきますけれども、メタミドホスの ADI につきましては、乳幼児あるいは胎児に対する影響を見るために、一応 2 世代の繁殖試験あるいはラット及びウサギを用いた発生毒性試験ですね。ウサギを用いたというのは、発生毒性、催奇形性に非常に感受性が高いということで用いております。

このような試験の結果を勘案して、最終的に種差、個体差を掛けて安全係数を 100 として ADI を設定しておりますので、乳幼児あるいは胎児に対する影響を見ていないということではないということだと私は思っています。

プラス α の安全係数を掛ける場合は、例えば遅発の神経毒性が出る場合に掛けることがあります。この遅発の神経毒性を見るため感受性の高い鶏を使いますが、メタミドホスの亜急性神経毒性試験ではその鶏に対する遅発神経毒性が出ていないということで、新たな安全係数をかけておりません。

ただ、最近、有機リン系の農薬で FAAH と呼んでいる酵素ですけれども、これは脂肪酸アミド加水分解酵素と呼んでいますが、こういう酵素あるいは NTE、神経障害標的エステラーゼ。こういう酵素もアセチルコリンエステラーゼに加えて阻害されるという報告がぼちぼち出てきております。こういう酵素が阻害されると、コリンエステラーゼよりも低い用量で長期に暴露された場合に、遅発的な神経毒性が特に小児で発生するというようなことが言われてきております。

ただ、現在それを評価するような動物試験が十分ではありませんので、現時点で評価できないのですけれども、将来的にはこういう酵素の阻害等も考慮して、安全係数をかける必要はあるかなと思っています。

ちなみにこの酵素の阻害による有機リンの中毒があるということは国会でも取り上げられておりまして、また環境病の患者会からも農水に対して有機リン農薬の規制についての要望書が送られているように聞いております。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。外に何か御意見はございませんか。

それでは、いろいろと御意見がありましたけれども、「メタミドホス」に係る食品健康影響評価につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「メタミドホスの一日摂取許容量を 0.0006mg/kg 体重/日と設定する。」ということでよろしいで

しょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 どうもありがとうございます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(2) 食品安全モニターからの報告(平成20年3月分)について」、事務局から報告願います。

○西村勸告広報課長 それでは、資料2に基づきまして、「食品安全モニターからの報告(平成20年3月分)について」、御説明いたします。

まず3月には全部で79件の報告がありました。ちなみに1月には43件、2月には98件の報告があったところです。報告の内容を見ますと、この大きな括弧の下から3行目ですが、食品衛生管理関係。ここに19件とありますが、この19件のうちの15件が冷凍ギョウザを始めとする、いわゆる中国産食品に関わるものであります。

そして、下の方の欄にいきますと、ここでは食品安全委員会に関する意見、コメントのみならず、関係行政機関、農水省なり厚労省からのコメントもここに掲載してありますけれども、この場では食品安全委員会からのコメントを中心に御説明したいと思っております。

早速ですが2ページ目を開いていただきたいと思います。ここでは食品安全委員会の活動一般関係ということで、この四角の中ですけれども「食品安全モニター活動をふり返って」ということで10件ほどあります。主な具体的な声としましては、モニターの就任のための資格要件が厳しいと感じたという意見。モニター会議に出席したけれども、もっと意見交換の場として活用されてしかるべきではないかという御意見。さらには、国、地方自治体の連携が今後必要ではないか。リスクコミュニケーションの重要性は益々重要になってきている。

3ページ目にいきますと、より強固な食料安保の体制作りを進めなければならない。一番下ですが、食料自給率を少しでも上げる努力をすべきだという意見がありました。

それに対しまして、食品安全委員会からのコメントですけれども、第2パラグラフ。食品安全モニター制度というのは、日常の生活を通じて食品安全委員会が行ったリスク評価に基づき講じられる施策の実施状況、また食品に関する安全性などについて御意見をいただくとともに、食品の安全性の確保に関しても御意見などを寄せていただくことから、食品に関する一定の知識や業務経験、資格などを持っている方を対象としています。そして、併せて地域への情報提供について橋渡しの役割もお願いしている最中です。

そして、次のパラグラフですが、食品安全モニター会議の運営等につきましては、モニターの方々が交流できる時間を設けるなど、年々改善を図っている最中でありますということに触れております。

4 ページ目にいきますと、今度はリスコミ関係です。ここでは季刊誌『食品安全』を読んだ感想、意見が4件ほど来ております。いずれも「キッズボックス」もしくは「委員の視点」というコーナーが非常にいいと。もっと多くの消費者に読んでほしいという御意見であります。

それに対しまして、食品安全委員会からのコメントは、今後ともわかりやすい解説に努めていきます。さらには、より効果的な広報活動にも取り組んでまいりたいというコメントにしてあります。

5 ページ目にいきますと、食の安全ダイヤルの認知度が低いと感じていると。もっと消費者一般にも広めたらいいという御意見であります。

それに対しまして、コメントとしましては、第2パラグラフですけれども、現在はこのダイヤルについてはホームページ、季刊誌、パンフレット、さらには意見交換会、報道機関を対象にした懇談会。こういう場でチラシを配ったり、情報提供をしている。ただ、今後とも一層周知できるように努力していきたいというコメントであります。

その下、指導者育成講座に参加して、初めてクロスロードを体験したという感想を述べております。これについては6ページ目の上の方の「注」で、クロスロードとはいかなるものかというのを簡単に説明してあります。

7 ページ目にいきますと、鳥インフルエンザの関係です。ここでは食品からの鳥インフルエンザの感染可能性はないと言われているんですけれども、例えば卵の調理について、半熟状態で中心部の温度は70℃にも達しない場合がある。そういう場合には、卵を扱う場所に注意喚起の掲示をしてはどうだろうかという御意見であります。

それに対しまして、食品安全委員会及び厚労省からのコメントとしましては、上3行に結論が書いてあります。現在、鳥インフルエンザが世界的な広がりをみせてはいるんですけれども、食品として国内に流通している鶏肉、鶏卵を食べることによって人が感染する可能性はないものと考えております。その下には、海外での感染事例の報告、更にはWHOによる留意事項、ウイルスの特徴というものを説明してあります。

8 ページ目にいきますと、ここでは食品添加物の関係です。食品添加物の安全性と複合影響についてADIの考え方をもっと周知徹底をしてほしいという御意見です。これに対しましては、季刊誌の『食品安全』、さらには正しい知識の理解促進を図るためのDVD、さ

らには指導者育成講座、こういうのにおいて ADI の考え方を取り上げております。もっと基礎的な知識の普及に努めていきたいというコメントです。

飛びまして、12 ページにいていただきたいと思います。ここではカドミウムなど、重金属について、食品安全委員会はもっとリスク評価をしてほしいという御意見です。これに対しましては、現在、カドミウムのリスク評価のために審議を行っているのが 1 つ。また、食品中の鉛については、今年度にリスク評価を行う予定にしている。さらには科学的な根拠に基づき、これらを中立公平にリスク評価をしていきたいというコメントにしてあります。

13 ページ目、食品衛生管理関係。ここにさっき申し上げました中国産の冷凍ギョウザ等が入っております。全部で 15 件あります。具体的に 1 番上の方は、1 日も早い原因究明を望むという御意見。

2 つ目がこの事件を通して自分の生活を振り返る良い機会になったと。企業には迅速かつきめ細かい対応。行政にはそれを指導してもらいたい。

3 つ目の○のところですが、加工食品の安全を国の検疫だけに頼っていても限界がある。企業、消費者が自ら意識を変えなければならない。こういう御意見もあります。

15 ページにいきますと、下の方に「食品安全委員会からのコメント」とありますが、ここでは今回の中毒事件につきましては、政府一体となって被害拡大の防止、原因の究明、再発防止策の検討に努めているということ。

さらには、第 2 パラですが、去る 2 月 22 日に、関係官僚による会合が催されて、再発防止策の申し合わせがなされた。

さらに第 3 パラクラブにおいては、去る 4 月 7 日に食品危害に係る緊急時対応訓練を行い、さらには緊急時の対応マニュアルを決定したというコメントにしてあります。この外、後ろの方に食品表示に関する意見とか報告も多数あるところですが、省略いたします。

3 月分の報告は、以上のとおりであります。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、よろしくお願ひします。よろしいですか。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(4) 平成 19 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について」でございませう。

先日、食品健康影響評価技術研究運営委員会が開催されましたので、座長の長尾委員から報告願います。

○長尾委員 平成 19 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果につきましては、4 月 21 日に研究運営委員会第 23 回会合を開催いたしまして、事後評価の結果を取りまとめました。詳細につきましては、事務局より説明してもらいます。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、資料 3 に基づきまして、御報告申し上げます。

実施期間を終了した食品健康影響評価技術研究課題につきましては、指針に基づきまして、事後評価を行うとされております。平成 19 年度に終了した研究課題は平成 17 年度に採択した 8 課題及び 18 年度採択した 1 課題の合計 9 課題でございます。

事後評価は 4 月 21 日の研究運営委員会で書類審査を行いまして、資料 3 のとおり事後評価結果を取りまとめました。結果につきましては、評価総合コメントの欄に各研究ごとに「概ね目標を達成した」「目標を達成した」及び「目標以上の成果が得られた」の 3 段階で示しております。内容を御確認ください。

本日、この事後評価結果をお認めいただければ、直ちに各主任研究者に結果を通知し、今後の食品健康影響評価分野における研究活動に活用していただくとともに、食品安全委員会のホームページ上に掲載することを考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いたします。よろしいですか。

それでは、平成 19 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果につきましては、資料 3 のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(4) 平成 19 年度緊急時対応訓練の結果及び平成 20 年度緊急時対応訓練計画(案)について」でございます。

本件につきましては、緊急時対応専門調査会において議論が行われましたので、食品安全委員会の緊急時対応専門調査会担当委員である廣瀬委員から、報告願います。

○廣瀬委員 平成 19 年度の緊急時対応訓練につきましては、3 月 24 日の緊急時対応専門調査会で訓練結果について検証され、報告書(案)が取りまとめられました。

また、その結果を踏まえまして、今年度の訓練計画につきましても併せて審議され、計画案が作成されたところでございます。詳しい内容につきましては、事務局の方から報告

をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料４－１及び４－２に基づきまして、御説明を申し上げます。

まず資料４－１の「平成１９年度緊急時対応訓練実施報告書（案）」でございます。目次の次の１ページ目をお開きいただきたいと思います。平成１９年度の訓練に際しまして、目標を３点設定しておりました。

１点目は、緊急時における対応についての委員会内での認識の共有を図ること。

２点目は、訓練を通じた緊急事態対応マニュアルの検証を行って、さらに実効性を高めること。

３点目は、効果的な広報技術を習得するということとございました。これらの目標に対しまして、実際の訓練では、第１回においてはリスク管理機関と共同で机上シミュレーション、第２回においては情報提供に関わるレクチャーということで実施したところでございます。このような訓練を実施した結果、得られた課題につきましては、資料４－１の１番最後でございますが、総括表として取りまとめてございます。その総括表の真ん中辺りのところでございますが、「訓練結果・課題等」の欄でございます。主な課題といたしましては、１つ目のカラム、緊急事態が生じた際の実践的な対応について、緊急時対応マニュアルを勉強会などを通じて把握することが必要である。

４つ目のカラムですが、情報提供の方法について、メディア対応のトレーニングが必要である。

７つ目になりますが、リスク管理機関との連携訓練においては、事態がより進んだ段階での対応の検討を取り入れることが必要であるという事項が掲げられております。

課題に対する具体的な対応等についてでございますが、１ページ戻っていただきまして、本文の１１ページ。上から書いてございます。結果といたしまして、日頃から緊急事態を意識した取組みを行っていくこと。また、緊急時対応の体制強化のため、継続的に訓練を実施すること等が確認されております。特に２０年度の訓練におきましては、以下の３点が留意すべき事項として挙げられました。

１点目が、緊急時対応マニュアルの実効性の向上であります。これは緊急時対応マニュアルの理解を深めること。また、リスク管理機関との事例検討会や連携訓練などにより、緊急時対応を確認する必要があるということとございます。

２点目は、効果的な広報技術の習得でございます。これは模擬記者会見の実践など、メディア対応のトレーニングが必要であるということとございました。

この外、3点目としまして、訓練の運営面での留意事項として、事前に関係者との調整を十分に行うことが必要という指摘がございました。

これらの検証結果を踏まえまして、20年度の緊急時対応訓練計画(案)でございますが、これは1枚紙で、資料4-2でございます。これに基づきまして、簡単に御説明いたします。

平成20年度の訓練の目標といたしましては、2点を掲げております。

1点目は、「緊急時対応マニュアルの実効性を高める」ことということで、緊急時対応の確認及び緊急時対応のマニュアルの検証等を行うこととしております。

2点目は、「効果的な広報技術の習得」といたしまして、広報に関する講習やメディアトレーニングを実施するということでございます。20年度は2回訓練をするということを予定しておりますが、1回目といたしましては、リスク管理機関との合同による実働訓練を予定したいと思っております。この訓練では想定される緊急事態における対応を実際に確認し、緊急時対応マニュアルの実効性を向上させるとともに、関係府省との連携強化を図ることをねらいとしております。訓練の対象者は委員、事務局職員及びリスク管理機関の関係者ということになります。実施時期は9月頃ということでは予定したいと思っております。

2回目といたしましては、広報技術を主体とした実動訓練を予定したいと思っております。この訓練では様々な広報活動や模擬記者会見により実際の動きを確認し、緊急事態における委員会の認識の共有、緊急時対応マニュアル等の検証、効果的な広報技術の習得を図りたいと考えております。訓練対応者は委員及び事務局職員ということになります。実施時期は11月以降で想定しております。具体的な訓練の内容につきましては、今後、専門調査会で御議論いただきながら、計画を作成してまいりたいと考えております。

説明は、以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。今年度は2回訓練を行うということで、よろしいですか。

それでは、平成19年度緊急時対応訓練結果報告書並びに平成20年度緊急時対応訓練計画につきましては、それぞれ案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、この計画に従って訓練を実施してまいりたいと思っております。

なお、平成20年度の訓練の実施結果については、緊急時対応専門調査会において、そ

の問題点や改善点について検証を行うようお願いいたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（５）米国産牛肉の混載事例についての対応状況等について」でございます。

それでは、米国産牛肉の混載事例の対応状況につきまして、厚生労働省及び農林水産省から説明をお願いいたします。

○道野輸入食品安全対策室長 厚生労働省の輸入食品安全対策室長の道野と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、御説明申し上げます。米国産牛肉につきましては、参考資料の方にも出ておるんですけども、平成 18 年 7 月 27 日に輸入手続の再開ということで、今年の 4 月 22 日までの輸入量はおおむね 6 万トンというような数量になってきてございます。対日輸出実績があるといえますか、日本に輸入実績のある米側の食肉処理施設は合計で 34 施設という状況になっております。

今回の米国産牛肉の混載事例ということにつきましては、ショートロインに特定危険部位である脊柱が付いている部位だということで、対日輸出基準、日本から見れば輸入条件に合っていないというものが発見されたという事例でございます。

経緯につきましては、「1」にあるとおりでございます。昨年 8 月に輸入して、輸入されている食肉加工業者に転売された米国産牛肉 700 箱。これは中身はシートプレートという部位でございます。その中に 1 箱そういった脊柱の付いたショートロインという部位が 3 ピースですけども、3 つ含んだ 1 箱が混載されていたということが農林水産省及び厚生労働省に対して連絡がございました。また、その転売先で要するに加工業者なんですけれども、食肉の加工業者から担当の自治体あてにも報告がございました。

「貨物の概要」といたしましては、米側の出荷施設はナショナルビーフ社カリフォルニア工場でございます。シートプレートと言っていますけれども、ばら肉の部分であります。数量としては 700 箱 17 トンということで、輸入業者は伊藤忠商事となっております。

これが同日ということで、即日、当該食肉加工施設への立入りを地方自治体に依頼いたしました。すると同時にここの施設から対日輸出された、実際に輸入手続が行われるわけでございますので、そういった貨物については一旦輸入手続を保留するというようなこと。関係情報について、在京の米国大使館を通じて米国側に情報提供を通知をしております。

翌 23 日でございます。実際に今 4 月 22 日の経緯は夕方のことでございますので、実際にその関係自治体が調査を行ったのが 4 月 23 日ということになります。問題の箱につきましては、脊柱を含むということを改めて行政側で確認をいたしました。その外の貨物、

他の 669 箱 17 トンに関しましては、特段の問題は確認されなかったということで報告がございました。また、在京の米国大使館から日本向けではない。月齢としても 20 か月齢以下のものであるということについての報告がございましたけれども、詳細については調査中ということでした。

こういった事案の場合、米国側が詳細に調査をする原因であるとか、その原因に基づいて、その後、輸出を再開するということができれば、再発防止策というのを実施するというようにしてございます。そういったことで、その調査結果の報告を受けるまでは、当該施設からの輸入手続を保留継続するというような対応を採っております。

また、輸入業者に対しましては、貨物の倉庫搬入時、国内での流通段階での検品の徹底を再度指導しております。これは昨年 6 月に米国産牛肉の対日輸出プログラム、米側で対日輸出基準に合わせるための品質管理基準があるわけでございますけれども、その遵守状況について検証期間ということで、昨年 6 月まで約 1 年間、そういった期間を取ってきたわけでございます。その間はずっと輸入時に全箱確認ということで、これも輸入業者が箱を開けて内容を確認するということをやっておったわけです。

その結果、そのシステム上の問題はないということで、その後は国内に流通する段階において箱を開けるわけですが、その際に内容について確認をしていくということを経営者サイドに指示をしておったわけでございますけれども、そういった中で今回のものも発見されたということでもあります。そういったことで、貨物の倉庫搬入時、国内流通段階における検品の徹底ということについて、再度指導をしたというような対応も採っております。

もう 1 つの対応としては、厚生労働省の輸入時の検査につきましては、問題のない輸入実績に応じて、検査基準について緩和をしてくれています。100 トンまでの輸入実績のところについては、全ロット検査。1,000 トンまでのところについては 10 件の 1 件の 10% のロット検査をする。それ以降については通常の数%の検査になっていたわけでございますけれども、今回のナショナルビーフ社カリフォルニア工場自体は、もう 1,000 トン以上の区分に実は入っていて、従来非常に多く 1 万 1,000 トンという量の問題のない輸入実績のある施設ということで、そこから確認問題が行ったということでございますので、1,000 トン以上の区分を一旦やめにしまして、10 分の 1 のロットについては検査をするという体制に若干戻して、それは 700 個の中の 1 箱を見つけるという検査ではないわけですが、むしろ事業者サイド、勿論アメリカサイドも含めてですけれども、その管理なりチェックをきちんとやってもらうという観点での検査強化を行っております。

以上でございます。

○見上委員長 農林水産省は、何か追加でありますか。

○川島国際衛生対策室長 農林水産省におきましても、抽出率の引き上げを行ってございまして、私どもの方では18年7月に輸入手続を再開するに当たりまして、全ロットを対象といたしまして、当該施設からの開梱総数が3,000箱になるまでは厳しい開梱抽出率を適用します。それに至るまで何ら問題がないと、すなわち3,000箱に至るまで特段の問題がないという場合は、やはり第2段階に移行するという措置を採ってきてございましたけれども、今回の事案を受けまして、第1段階からすべての施設についてスタートするという形での検査の引き上げをやっております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

○畑江委員 今回の問題というのは、全箱開梱からまだ1年経っていないわけですね。それでまたこういうミスが起こっていて、これは人為的ミスというふうにあまり軽く考えない方がいいのではないかと思うんです。前に施設を査察したときには、書類上のミスということで、それはあまり軽く考えない方がいいのではないかと、ここでも意見が出たんですけども、今度もまた人為的ミスというのは、あまり軽く考えない方がいいのではないかと思うんです。

つまり対日輸出プログラムの遵守という条件に対してのミスですから、やはりそこら辺の原因究明は強く申し入れた方がいいのではないかと思います。

○見上委員長 このことに関して、いかがですか。

○道野輸入食品安全対策室長 御指摘のとおりでありまして、今回見つかったものにつきましては、特に見ればわかるというか、脊柱が付いているということでありますので、やはり米側でそういった単純なミスということは別にしても、きちんと誤入原因について、深いところまできちんと調査をしてもらうということは非常に大事なことだと思っております。そのことにつきましては、もう発生当初から非常に私どもとしても、この問題を重視しているということで、米側に申し入れております。

○見上委員長 外に何かございませんか。よろしいですか。

それでは、米国産牛肉の混載事例につきましては、国民の関心の高い問題であることから、不安を与えることのないよう、リスク管理機関を中心に関係者が更に注意深く対応す

る必要があると考えます。いずれにしましても、厚生労働省、農林水産省におかれましては、今回の発生原因の調査と再発防止に努めていただきたいと思います。

なお、本日の説明の内容については、事務局から、プリオン専門調査会の専門委員の皆様にもきちんとお伝えしてください。

それでは、外に議事はございますでしょうか。

○北條評価課長 前回の委員会の場で、小泉先生から、農薬の残留基準値の設定と暴露評価につきまして、御質問をいただきました。特に幼児の場合ですと、最大摂取量というものが ADI の 50% を超えるものが幾つかあるということで、この点は大丈夫なのかという御質問だったと思います。

今日はそういう御質問があったということで、農薬の暴露評価につきまして、担当補佐の方から、時間をいただいて説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○見上委員長 それでは、よろしくお願いたします。

○都築課長補佐 評価課の都築でございます。今日はお時間をいただいて、農薬の暴露評価について御説明させていただきたいと思います。

私ども食品安全委員会で農薬の ADI を決めて、厚生労働省に通知をしているわけですが、通知を受けた厚生労働省では、その農薬の ADI を見ながら、最終的に作物残留基準値を設定するという作業をしていただいております。

ここの赤字で書かせていただきましたけれども、作物残留基準値を設定するまでの過程で、我々が設定した ADI と比較をして、この ADI とその農薬が使われるすべての作物を経由して、人が摂取する可能性の量を計算するということをしております。今日はこの赤字で示したところを少し丁寧に御説明させていただきたいと思います。

厚生労働省さんが作物残留基準値を設定した後に、事務局の方で施策の実施状況調査というところで確認しているわけでございます。

これが前回の 4 月 24 日の食品安全委員会に出させていただいた「農薬に関する施策の実施状況の確認」という資料で出された実際の数字でございます。フルフェノクスロンという殺虫剤があるんですけども、こういったものなどに比較的高い ADI に比べて摂取量があるのではないかという御懸念をいただいたところでございます。ここですと幼児で 77.6% ですので、もう 8 割に届きそうだということでございます。

この残留基準値の設定と暴露評価のやり方なんですけれども、厚生労働省は国民栄養調査の結果に基づいて、農薬の推定摂取量を試算しております。これはこのパワーポイント

のスライドの後ろの方に別紙1を付けさせていただいているんですけども、これが国民栄養調査の結果を基に作られた国民平均、幼小児、妊婦、高齢者、それぞれの区別の農産物の摂取量でございます。

1番上の行を御覧いただきますと、お米ですと、国民平均で1日1人185.1g、幼小児ですとちょっと少なく、97.7gといったような摂取量がございます。多い作物もあれば少ない作物もありますので、例えばお米で1ppmの残留した農薬を食べますと、国民1人の方が185 μ gくらい。お米由来で農薬を摂取すると。逆にライ麦などですと摂取量が少ないので、1日当たり0.1 μ gといったような摂取が推定されるということでございます。

以上のような数字を基に、フルフェノクスロンについて、作物由来の最大の理論的な摂取量を計算したものがこちらでございまして、幼小児については77.6という数字だったんですが、いずれの区分についても80%を超えないようにということで、残留基準値を設定いただいております。

先ほどの表で「TMDI試算」という言葉が出ていたんですけども、これについて少し御説明をさせていただきます。農薬の摂取量の試算の方法には、この「TMDI試算」というのと、もう一つ、「EDI試算」というのがございます。このTMDI試算というのは、人が1日に口にする食事すべてに残留基準値と同じだけの濃度の農薬が残留していて、それを食べた場合の農薬摂取量を試算する方法です。

例えば朝起きて朝食のパンを食べる。そのパンにも農薬が残留基準値いっぱいまで入っていて、お昼御飯は定食を食べたら、そのお米にも農薬が入っていて、野菜炒めの野菜にも入っているとといったような形でございます。

言い方を変えますと、かなり理論的な最大摂取量ではあるんですけども、かなり過度に安全側に立った試算ということが言えるかと思えます。この試算のメリットは、計算が比較的簡単でございます。デメリットとしては、現実離れた過大な見積もりになってしまう。

厚生労働省では、試算が簡単な内容で、まずADIとこのTMDIで出された試算値を比較をいたします。これで80%を超えてしまった場合には、若干手間がかかるんですけども、EDI試算という試算を行います。

こちらは口にするすべての作物に農薬が入っているというところは、先ほどのTMDI試算と同じなんですけれども、残留農薬の濃度が先ほど基準値を使っていたんですが、こちらは基準値設定のときに作物残留試験というのを行いますので、その試験で得られた実際の残留量を用いて試算を行うというところが違います。

ですので、残留基準値より必ず低い値がここで使われます。比較的一般的な農薬使用をしたときに、現実的に残留する量ということになります。TMDI 試算でいずれかの区分で ADI の 80%を超えた場合に、EDI 試算が行われます。TMDI 試算のことをもう少し細かく御説明させていただきます。

フルフェノクスロンについては、例えば大豆が 0.05 ppm という残留基準値が振られております。これを始めとして、この殺虫剤は大体 60 種くらいの作物に残留基準値が設定されております。

大豆を例に取りますと、大豆の 1 人当たりの摂取量は国民平均ですと 56.1 g です。ですので、大豆由来のフルフェノクスロンの理論的な最大摂取量は 0.05 ppm 掛ける 1 人当たり 1 日 56.1 g ですので、 $2.8 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ という数字になります。

これを同じように高齢者、妊婦、幼小児ということで計算をしていくと、2.8、2.9、2.3、1.7 という数字になります。これをすべての作物について試算した結果が別紙 2 でございます。後ろの方に付けているんですけども、大豆について、1 番上の行でございまして、基準値の案が 0.05 ppm、摂取量が国民平均で $2.8 \mu\text{g}$ 、高齢者で $2.9 \mu\text{g}$ といったような形で、すべての作物、ハウレンソウですとかキャベツ、トマトといったものについて、これを全部計算して足し合わせていくと、次のページのところに計というのがございますが、国民平均で $844.4 \mu\text{g}$ 、高齢者で 938.0、妊婦で 686.5、幼少児で 453.8 という数字になります。

これを ADI と比較するんですが、我々 ADI を普段お示しするときには、こちらのスライドを御覧いただきますと、一番下のところに ADI は $0.037\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と体重 1 kg 当たりでお示ししております。

これを例えば人当たりに直すときには、国民平均ですと平均体重 53.3kg ですので、 0.037×53.3 をしてあげると、1 人当たり $1,972 \mu\text{g}$ まで毎日食べていい。それでも健康には影響が及ばないということですので、①/②で ADI 占有率が 42.8%ということになります。幼小児については 77.6%。若干大きい数字ではあるんですけども、かなり過度に安全側に立った試算をしても ADI を超えていないということを確認した上で、残留基準値を設定していると御理解いただければと思います。

一方、このような過度に安全側に立った試算を行ってはいらるんですけども、もう少し具体的にどれくらい我々は農薬を摂取しているのかという、より現実的な暴露の状況なんですけれども、現実には農産物が農地で取れてから食卓に至る間に、保管、洗浄、調理、加工といったさまざまな工程を経てまいります。

例えば小麦ですと、粉にひかれる段階で若干の変化をするとか、パンに作られて焼かれ

る段階でも減っていく農薬もあるでしょうし、野菜や果物ですと皮をむいたりする、洗浄をする。こういったところで大分減っていくということも想定されます。TMDI 試算も EDI 試算もそういった調理加工の工程で一切減衰がないという前提で試算を行っております。

もう1つ大事なポイントが、農薬の普及率が100%であると。口にするすべての作物にその農薬が使われているというのは、現実にはあり得ません。殺虫剤というのは何十種類もございますので、それぞれの農家がニーズに合わせて、もしくは害虫を効果的に駆除するために、様々な農薬を選んで使っておりますので、1つの農薬がすべての作物に使われるというのは、理論的には試算はできるんですけども、現実にはあり得ないだろうと。

具体的にどれくらい摂取しているんだろうかというところで、厚生労働省でマーケットバスケット調査というのを行っております。これは実際にスーパーマーケットで市販されている農産物を購入して、一般の方が食事されるのと同じように、調理加工した後に残留農薬を分析するというやり方でございます。

これまで厚生労働省は毎年行っているんですけども、160種類の農薬について試験を行って、132農薬についてはいずれの食品からも検出されないという結果が出ております。食品から検出された28農薬について、その農薬の分析値を基に摂取量を試算すると、多くの農薬でADI占有率、ADIに占める摂取量の割合が1から2%程度であったと。最大の臭素でも16.3%であったということで、これは別紙3にマーケットバスケット調査の結果概要をお示しさせていただいているんですが、1番大きい数字は24番にありますヘプタクロルの27.3%でございました。

ヘプタクロルは1970年代にもう我が国では使用をやめたんですけども、難分解性の有機塩素系の殺虫剤でございまして、土壌中に未だに残っていて、ウリ科の野菜が土壌中のヘプタクロルを吸い上げて検出されるというのが未だに起きております。

ですので、このヘプタクロルはやや特殊ではあるんですが、おおむねADIを超えることのない低い水準に現実的には収まっていることが確認できているということでございます。

以上、非常に簡単ではございましたけれども、残留農薬の暴露評価、厚生労働省はどういった形でやっているのかというのを御説明させていただきました。このパワーポイントのスライドの後ろにも、少し文書で書かせていただきました。同じ内容ですけども、もしお時間があれば、また何かの参考にしていただければ幸いです。ありがとうございました。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容につきまして、御質問等はございましたらどうぞ。もうこの際ですから、都築さんに何でも聴いてください。

○小泉委員 大変よくわかりました。ちょっと質問したいんですが、これは28農薬ですね。そうすると、変な話ですが、今は約800ありますから何倍かになってきて、ADIを突破するという可能性はあるんですか。

○都築課長補佐 ADIとの比較は1個1個の農薬についてやっていくわけですがけれども、小泉先生のおっしゃることで唯一心配なのが、有機リン系の殺虫剤のようにアタックポイントが同じ複数の農薬が同時に摂取されてしまった場合に、共通の作用点にそれぞれが作用することによって影響が及ぶのではないかと。こういった懸念はあるかと思えます。

ただ、幸いなことに有機リン系の殺虫剤は数十種類あるんですけれども、それぞれの摂取量自体は1～2%という、ごく微量ですので、現実的にはADIを超えて、何らかの作用が出るということは現時点では起きていないと考えております。

○見上委員長 外に何かございませんか。素人っぽい質問でも何でも結構です。

○小泉委員 食安委でも食品中にどれくらい残留しているのかというと、何百近い農薬だったと思うんですが、調べて、ほとんど検出限界以下でしたね。だから、この推定量はかなり現実離れしているのではないかという気もするんですが、どうなんでしょうか。

○都築課長補佐 先生のおっしゃるとおりで、実はこの132農薬いずれの食品から検出されなかったというものについても、推定摂取量の試算を行っております。これは検出されなかったものについては、検出下限値の20%まで農薬が入っていたと仮定をして、仮に摂取量を試算するとADIに比して、これくらいになるというような試算をしておりますので、現実には全くゼロかもしれません。

ただ、そのこのところをあえて安全側に立って試算をされている。それでこの数字でADIとの比較で確認をしているということですので、やはり先生のおっしゃるとおり、過大な試算ということは言えるかと思えます。

○畑江委員 マーケットバスケット調査というのは、1年のうちでいつ頃やっているんですか。1年に1回ですか。毎年やっているんですか。時期はいつですか。時期によっては、スーパーで選ばれる野菜が限られますね。

○都築課長補佐 すみません。サンプリング時期まではちょっと。

○畑江委員 わかったら教えてください。

○都築課長補佐 はい。

○見上委員長 何か外にございませんか。

○野村委員 本当に素人の質問ですが、TMDI あるいは EDI 試算値ですか。これはかなり安全に立っているということなんですけれども、それはあくまで基準値が実際に守られているという前提に立つわけですね。では、基準値を守られているのかどうかをチェックするのがこのマーケットバスケット調査という理解でよろしいでしょうか。

○都築課長補佐 現実にはマーケットバスケット調査でサンプリングしているよりも、更に多くのものを地方自治体の検疫所でサンプリングして分析をしております。年間数十万点に及びます。むしろそちらの方が基準値が守られているかどうかというところで、実態に近い数字になっていると思います。

この試算の方法については、私どもが農薬について DVD を作ったときに、一般の方から御意見をいただいたんですけれども、厚生労働省から発表されている数字としては、その数十万点分析をした中で残留農薬が検出された割合は 0.4%であったということで、非常に低いですよというようなことになっております。

もともと農家さんは農薬の使用基準を守らない場合に罰則規定もございます。ですので、かなりそのところは神経を使ってやっているところかと思えます。なおかつ一般に流通しているものでも、それほど高い検出率が出ておりませんので、それほど基準が守られていないことによって、高い農薬の暴露をしてしまうのではないかというところについては、個別の事例で、全くないかというわけではないんですけれども、それほど神経質にならなくていい状況かなと思っております。

○見上委員長 素人菜園をやっている身にとってみれば、農薬はいっぱい使ったら植物がまいってしまうんです。今回のメタミドホスみたいに残留基準をイメージしながら多量の毒物混入が一緒になってしまうから、本当に一般の方々が混乱するわけです。メタミドホスは日本で農薬として使っていませんけれども、仮に外国でそういう有機リン酸系の強烈なもので事件性を帯びて、できた食品の中に無理やり入れるのは別の話なんですけれども、是非管理官庁はその辺、これは事件なんだ、あるいはこれは残留農薬なんだとはっきり物事を分けて丁寧に説明しないと、もうみんな一緒になってしまっていると思うのです。都築さんはこちらの食品安全委員会のメンバーですけれども、何かチャンスがあるごとに管理官庁にそういうことも言ってもらわないと。その都度言わないとね。

例えば、この時期は、そら豆の葉や花芽にアブラムシがいっぱい付くわけです。花もなかなか咲かないしと思って、素人ですから、短気な人間はいっぱい農薬をやってしまうと、今度は植物が朝になると首を垂れて死にそうなんです。そういうことがしばしばありますので、是非素人っぽい理解でも、日本の管理官庁はしっかり農薬を管理していますし、農

家の方もレベルが高いから、そんなに私みたいに無茶をやらないと思うんですけども、いずれにしても、残留基準と毒物をわざと混入した食品は全然根本が違うことですから、是非その辺をよく説明して下さいと言ってください。

外に何かございませんか。

○長尾委員 小児とか妊婦とか高齢者とかを分けていますけれども、もう少し若者はどれくらいとか、あるいは個人に落とせるとかね。そういう調査は日本にはないんですか。

○都築課長補佐 そうですね。厚生労働省がこういう区分を作っているイメージというのは、多分ハイリスクグループをイメージしてのことだと思います。やろうと思えば若者についてとか、やることは可能だと思います。その手間がかかるということです。

○小泉委員 今、都築さんの話を聴いていると、やはり1番問題は残留性だと思うんです。この残留性試験をEDIの場合はこれで決めているということですが、これは何日間くらいですか。

例えば DDT とかだと、何年もという形ですね。ですから、作物残留試験から決めているのと、実態の例えば DDT みたいな非常に長期間残留するのとは、ちゃんと整合性はあるのでしょうか。

○都築課長補佐 まず作物残留試験を行う方法なんですけれども、使う農薬の希釈倍率ですとか、どういう作物にどれくらいの時期にまくとか、そういうのが現実離れしていると試験をやっても意味がございませんので、まず農家さんが使う立場に立って、1番使いやすいまき方をまずやってみます。その上で収穫1日前にサンプリングした場合、1週間前にサンプリングした場合と、それぞれ残留農薬の分析を行います。

ですので、これには相当の時間がかかります。日本国内ですと、少なくとも2つの試験地域で、例えば東北と、関西の方とか、分析機関も2つ以上の分析機関で行うというような形でデータを取っております。

ですので、最終的にここの残留基準値というのが、実際に農家さんが使う場合の数字をほぼ反映しているという前提に立って、このEDI試算のときの試算の前提になっているわけです。

ですから、本当にこのEDI試算で使う作物残留データが実際の値に近いのかと言われれば、なるべくそういう数字を拾ってきて、この試算に使っているということでございます。

○見上委員長 外に何かございませんか。よろしいですか。

それでは、外に議事はございますか。

○大久保総務課長 特にございません。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、食品安全委員会第 236 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、5 月 8 日（木曜日）14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日 2 日（金曜日）14 時から、新開発食品専門調査会ワーキンググループが公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。以上です。